

職業紹介事業関係

1 職業紹介事業所調査

(1) 労働者数

平成17年9月1日現在の職業紹介事業所における労働者の平均は57.5人であり、そのうち職業紹介業務に従事する労働者の平均が6.8人、更にそのうちコンサルタント等求職者との相談業務に従事する労働者の平均は4.0人となっている。

(2) 事業形態

イ 有料職業紹介事業の形態をみると、登録型が88.8%（ホワイトカラー系の事業所で86.8%、伝統的職業中心の事業所で93.2%）、サーチ型が21.6%（同33.1%、4.4%）、アウトプレースメント型が12.1%（同16.7%、5.3%）となっている。

ロ 有料職業紹介事業所のうち、労働者派遣事業を兼業している事業所は47.8%、請負事業を兼業している事業所は30.2%となっている。

(3) 手数料制度

イ 平成16年度における有料職業紹介事業所の職業紹介事業に係る手数料収入の平均は8,040万円となっている。

ロ 手数料制度については、現在届出制手数料を採用している事業所が73.8%（ホワイトカラー系の事業所で76.3%、伝統的職業中心の事業所で76.7%）、上限制手数料を採用している事業所が17.3%（同15.5%、18.5%）である。

ハ 求職者からの手数料徴収対象については、芸能家については0.5%、モデルについては1.2%、科学技術者については0.2%、経営管理者については0.3%、熟練技能者については1.2%となっている。

ニ 求職者から紹介手数料を徴収するメリットについては、特にメリットはない（41.8%）、積極的に求人開拓をすることができる（20.6%）、求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる（17.1%）となっている。

ホ 求職者から紹介手数料を徴収するデメリットについては、求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える（38.1%）、能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（29.7%）、特にデメリットはない（20.1%）となっている。

ヘ 手数料を徴収できる求職者の範囲についての考え方は、現行のままでよい（66.6%）、現行より拡大すべき（13.1%）、現行より制限すべき（8.1%）となっている。

(4) 職業紹介責任者

イ 職業紹介責任者の選任数は、1人の事業所が64.6%、2人の事業所が18.7%を占め、平均では1.6人となっている。

ロ 職業紹介責任者に対する講習制度についての考え方は、現状でよい（50.6%）、講習内容をもっと実践的なものにしてほしい（25.6%）、講習の開催回数を増やしてほしい（18.0%）等となっている。

(5) 取扱業務の範囲限定

取扱業務の範囲の限定を行っている事業所は60.6%（有料職業紹介事業所の58.1%、無料職業紹介事業の78.8%、また、ホワイトカラー系の事業所の53.6%、伝統的職業中心の事業所の75.5%）となっている。

（6）政府等への要望

職業紹介事業に関する国への要望としては、悪質業者に対する取締りの強化（41.1%）、求職者に対する教育訓練等の支援の充実（29.8%）、民間職業紹介機関の求職者への周知（28.3%）、行政による職業紹介制度の周知徹底（28.0%）などが主なものとなっている。

2 求人企業調査

（1）従業員採用に当たり利用している採用方法

従業員採用に当たり利用している採用方法として、民間職業紹介事業者では、よく利用する（32.3%）、たまに利用する（34.7%）、利用しない（17.8%）となっている。公共職業安定所では、よく利用する（41.5%）、たまに利用する（31.0%）、利用しない（13.6%）となっている。特別の法人等では、よく利用する（6.2%）、たまに利用する（10.7%）、利用しない（48.9%）となっている。求人情報誌では、よく利用する（15.9%）、たまに利用する（28.6%）、利用しない（28.1%）となっている。新聞広告では、よく利用する（8.7%）、たまに利用する（25.8%）、利用しない（36.6%）となっている。インターネットの求人情報では、よく利用する（16.6%）、たまに利用する（20.2%）、利用しない（32.2%）となっている。委託募集では、よく利用する（1.5%）、たまに利用する（3.1%）、利用しない（57.2%）となっている。

（2）手数料

イ ホワイトカラー系の職業の求人が中心の事業所において民間職業紹介事業者に支払う手数料率については、年収の30～35%未満という事業所が25.2%と最も多くなっており、全体の平均としては20.4%、1件あたりの平均額は91.6万円となっている。

ロ 求職者からの手数料負担についての考え方は、求職者からは手数料を徴収すべきでない（34.5%）、一定の条件があれば求職者から手数料を徴収すべき（25.9%）、どちらでもよい（19.3%）、求職者からも手数料を徴収すべき（10.0%）となっている。

ハ 求職者から紹介手数料を徴収するメリットについては、求人者の負担が減り、有料紹介事業を利用しやすくなる（51.7%）、求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる（31.5%）となっている。

ニ 求職者から紹介手数料を徴収するデメリットについては、能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（23.6%）、民間職業紹介事業者が手数料を多く払う求職者の利益に偏った紹介を行う（17.9%）、求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える（16.4%）となっている。

(3) 政府等への要望

求人企業の政府等に対する要望としては、「公共職業安定所による求人者サービスの充実」(48.1%)、「民間の職業紹介機関の充実及び積極的活用(規制改革の徹底)」(34.2%)、「行政による求職者に対する能力開発の充実」(26.1%)の順となっている。

3 求職者調査

(1) 求職者の属性

イ 求職者の性別の割合は、男性が43.8%、女性が55.2%となっている。

ロ 求職者を年齢別にみると、20代が15.7%、30代が26.0%、40代が19.4%、50代以上は22.3%であり、平均年齢は44.1歳となっている。

(2) 求職活動に当たり利用している方法

求職活動に当たり利用している方法として、民間職業紹介事業者では、よく利用する(37.1%)、たまに利用する(28.9%)、利用しない(16.1%)となっている。公共職業安定所では、よく利用する(23.2%)、たまに利用する(28.4%)、利用しない(23.3%)となっている。特別の法人等では、よく利用する(2.4%)、たまに利用する(6.2%)、利用しない(53.3%)となっている。求人情報誌では、よく利用する(16.7%)、たまに利用する(28.9%)、利用しない(22.5%)となっている。新聞広告では、よく利用する(12.0%)、たまに利用する(27.4%)、利用しない(27.6%)となっている。インターネットの求人情報では、よく利用する(22.1%)、たまに利用する(21.4%)、利用しない(23.6%)となっている。委託募集では、よく利用する(1.3%)、たまに利用する(3.3%)、利用しない(54.0%)となっている。

(3) 紹介手数料

イ 紹介手数料についての考え方については、サービスを受けたのであれば手数料を払うのは当然とした者が13.5%、よいサービスが受けられるなら手数料を払ってもよいとした者が18.2%、就職が決まってからなら一定の手数料は払ってもよいとした者が18.8%である。一方で、従来と同じサービスしか受けられないのであれば手数料は払いたくないとした者が9.8%、求人者負担を減らすためならば手数料は払いたくないとした者が7.6%、生活が苦しくなるので払いたくないとした者が12.4%となっている。

ロ 制度として求職者から紹介手数料を支払う場合のメリットについては、求人者の負担が減ることにより、有料紹介事業者を利用する求人者が増え、就職しやすくなる(29.7%)、民間職業紹介事業者が求人企業側の利益に偏った紹介を行わないという信頼感がもてる(29.0%)、どの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる(18.4%)となっている。

ハ 制度として求職者から紹介手数料を支払う場合のデメリットについて

は、民間職業紹介者のサービスに満足できない場合が増加する（25.0％）、能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（16.5％）、手数料を多く払う人がサービスを優遇される（15.9％）となっている。

（4）政府等への要望

政府等に対する要望としては、「公共職業安定所による求職者サービスの充実」（39.7％）、「民間の職業紹介機関の充実及び積極的活用（規制改革の徹底）」（39.3％）、苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の充実（33.1％）等が主なものとなっている。